人事院規則８―12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、平成23年８月19日をもって満了した。

平成 23 年８月 22 日

人事院人材局企画課長　福田　紀夫

記

平成22年度法務教官採用試験

人事院規則８―12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、平成23年８月20日をもって満了した。

平成 23 年８月 22 日

人事院人材局企画課長　福田　紀夫

記

平成21年度国税専門官採用試験

平成21年度労働基準監督官採用試験

公　告

諸　事　項

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第６項の規定により届出のあった事項について、同条第９項に基づき次のとおり公告する。

平成 23 年８月 22 日

金融庁長官　畑中龍太郎

所在地の変更のあった者

⑴　名称　インターキャピタルインベストメント株式会社
　変更後の所在地　静岡県静岡市駿河区新川二丁目10番43号

⑵　名称　オリックス不動産株式会社
　変更後の所在地　東京都港区赤坂二丁目３番５号

⑶　名称　グローバルエンタテインメント有限会社
　変更後の所在地　東京都中央区日本橋一丁目４番１号日本橋一丁目ビルディング

⑷　名称　特定目的会社ブルーノ
　変更後の所在地　東京都中央区日本橋本町一丁目９番13号

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成 23 年８月 22 日　　名古屋地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　名古屋地方検察庁　平成23年第１号

２　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成23年８月22日

３　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間
　平成17年７月下旬ころから平成21年10月20日ころまでの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容
　沢村俊幸が共犯者とともに、種々の団体名（検察官が既に把握している団体名については、後記４の⑴を参照のこと。）で、資格取得のために通信教育講座を受講した経験のある者に電話をかけ、同講座には協賛企業からの多額の助成金があり、資格取得に至らなかった受講者は、こうした企業から訴えを起こされるなどとうそをつき、その訴訟提起を免れるために必要な手続費用の名目で金銭をだまし取った行為

４　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

⑴　検察官が既に把握している団体名
ア　日本教育再生機構
イ　生涯教育支援センター
ウ　全国教育事業監査事務局
エ　日本実務教育指導センター
オ　全国通信教育推進センター
カ　㈳協賛企業連合会
キ　日本経済推進機構
ク　全国社会人教育振興協会
ケ　日本教育開発指導センター
コ　日本育成基金連合会
サ　人材養成推進機構
シ　Ｉ．Ｃ．Ａ．国際能力支援協会
ス　Ｊ．Ｃ．Ａ．日本能力開発協会
セ　Ｉ．Ｃ．Ｏ．国際教育管理機構
ソ　人材交流推進事務局
タ　日本通信教育管理機構

⑵　犯人らが使用した電話番号（検察官が既に把握しているもの）
　03―5401―2635　03―5443―1927　03―5489―2098　03―3414―7144　03―5114―0040
　03―5911―2420　03―3505―5418　03―5442―4210　03―5951―5913　03―5790―0917
　03―3980―8442　03―3980―2023　03―3568―2160　03―3837―7665　03―5410―6210
　03―5728―5812

⑶　主な犯行態様
ア　資格取得のための通信教育講座受講者のリストに記載された者に電話をかけ、上記３の⑵記載の嘘を言い、金銭を請求する
イ　その翌日にもう一度電話をかけ、お金を出す意思があるかの最終確認をする
ウ　架空団体名で作成した書類（内部処理手続完了証明書、納付金決定通知書等）を納付用封筒（ポスパケット郵便等）とともに速達郵送する
エ　現金書留、エクスパック、ポスパケット等の方法で上記団体あてに現金を郵送させる

５　開始決定の時における給付資金の額　金2,377万3,895円

６　支給申請期間　平成23年８月22日から平成23年10月21日までの間

７　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　裁 判 所 名　名古屋地方裁判所

⑵　裁 判 年 月 日　平成22年７月13日

⑶　確 定 年 月 日　平成22年10月20日

⑷　被告人の氏名　沢村　俊幸

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人らは、資格取得のために通信教育講座を受講した経験のある者に電話をかけ、同講座には協賛企業からの多額の助成金があり、資格取得に至らなかった受講者は、こうした企業から訴えを起こされるなどとうそをつき、その訴訟提起を免れるために必要な手続費用の名目で金銭をだまし取る共同の目的を有する団体を構成していたものであるが、共謀の上、団体の活動として、平成20年12月26日ころから平成21年９月３日ころまでの間、64回にわたり、前記のうそをついて金銭の交付を要求したことによりその旨誤信した通信教育講座受講経験者54名から現金合計7,063万7,200円の交付を受けるに当たり、被告人らが架空人名義の身分証明書を使用して利用契約を締結していた東京都内の「Ｉ．Ｃ．Ｏ．国際教育管理機構」又は「人材交流推進事務局」名義の私設私書箱あてに金銭を送付させて同所に到達させ、もって犯罪収益等の取得について事実を仮装した。

（罪名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反